



埼玉県飲食店等換気対策補助金

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等に対し、事業活動に必要な換気対策を講じる費用の一部を助成します。

申請期間

令和3年5月13日(木)～令和3年6月30日(水)

補助金額

補助率：対象経費の2/3

上限額：50万円/1店舗

(換気設備の工事を伴う場合は100万円)

※補助対象経費が15万円未満の場合は対象外

対象経費

1. 換気設備工事費

- ・必要換気量(一人当たり毎時30m³)を確保すること
- ・県内事業者(本店又は事業所が県内)の施工であること
- ・賃貸物件の場合、賃貸人の承諾を得ていること
- ・客席の換気を目的とするものであること

2. 空気清浄機及び二酸化炭素濃度測定器の購入費

- ・空気清浄機は、HEPAフィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分5m³程度以上のもの

申請者の主な要件

1. 県内の飲食店等(カラオケ店、バー等を含む。)を運営する中小企業・個人事業主等で、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けて飲食を提供している者であること。
2. 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
3. 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。
4. 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

○対象経費や申請要件等詳細は埼玉県ホームページ上の申請要領をご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/kankisetsubi.html>



申請手続等

県内の商工会議所、商工会へ郵送又は持ち込み

○埼玉県内商工会議所、商工会は下記ホームページからご確認ください。

<商工会議所>



<https://www.cci-saitama.or.jp/ccilist/>

<商工会>

<http://www.syokokukai.or.jp/s0001/020/20130731110813.html>



申請書の入手方法

①埼玉県ホームページからダウンロード

埼玉県飲食店等換気対策補助金

検索

②以下の機関でも配布しています。

- 埼玉県 商業・サービス産業支援課（本庁舎5階北側）
- 県内の商工会議所・商工会
- 県内の市役所及び町村役場



よくあるお問い合わせ

Q 1 申請に必要な書類を教えてください。

A 1 主な必要書類は以下のとおりです。

- ・申請書（事業計画書含む）
- ・見積書、設置図面、工事図面等
- ・登記簿謄本（法人）、本人確認書類（個人）
- ・納税証明書（県税全般に滞納がないことの証明）
- ・営業許可証の写し など

○詳細は申請要領をご確認ください。

Q 2 整備済みの換気設備について後から補助申請できますか。

A 2 申請できません。

申請し、県から交付決定後に実施する事業が対象となります。

Q 3 空気清浄機又は二酸化炭素濃度測定器のみの購入も対象になりますか。

A 3 対象となります。

ただし、補助対象経費総額（税抜）が15万円未満は対象外です。

Q 4 厨房の換気設備の入れ替えは対象になりますか。

A 4 対象となりません。

飲食店等の客席スペースの換気を主たる目的とする設備が対象です。

お問い合わせ 窓口

<埼玉県中小企業等支援相談窓口>

電話 0570-000-678

（平日 9:00~21:00）

（土日祝 9:00~18:00）